

「令和4年度 電子報告システム(報告受付サイト)に係る広報動画作成業務」
参加要項

第1条 「令和4年度 電子報告システム(報告受付サイト)に係る広報動画作成業務」に参加を希望する者は、下記3に掲げる提出書類を下記5に掲げる方法で提出し参加を申し込むこと。提出期限までに到達しない申込書は無効とするので、郵送により提出する場合は所要時間を十分考慮し、余裕をもって送付すること。

第2条 提出書類の記載にあたっては、下記4に留意して行うこと。

第3条 提出書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又はとり消しを行うことは出来ない。

第4条 「令和4年度 電子報告システム(報告受付サイト)に係る広報動画作成業務」に関する公告記載のもの以外で、次に掲げるものに該当する参加申し込みは無効とする。

- (1) 本要項の規定に違反する参加申込み
- (2) その他契約担当者等が提出書類不完全と認めたもの

第5条 提出書類は、下記8のとおり審査を行い、採用の是非を決定する。採用の是非については、遅延なく参加者に対し通知する。

第6条 本要項に定めのない事項は全て会計規程に定めるところによって処理する。

記

1. 業務内容

件名 : 令和4年度 電子報告システム(報告受付サイト)に係る広報動画作成業務

2. 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3. 提出書類・部数

企画書等(仕様書参照): CD-R等 1部(事業者名記載したもの、事業者名を記載しないものを用意)

4. 留意事項

提出された企画書等提出書類に対する経費の支出は一切行わない。また、企画書等提出書類は返却しない。

企画書等提出書類には営業上の機密事項が含まれていることに配慮し、各参加者の企画書等は非公開とする。

事業者名無しの提出物については、事業者名、ロゴマーク及びコーポレートカラー等を一切記載せず、提出者が特定できないよう、最大限の配慮を行うこと。(パンフレット、カタログ等は除く)

5. 提出場所・期限

(1) 提出場所・連絡先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル13階
独立行政法人医薬品医療機器総合機構 安全性情報・企画管理部 情報管理課
電話 : 03-3506-9482

(2) 提出期日

令和4年11月10日 17:00(必着)

(3) 提出方法

持参する場合の受付時間は平日(9時から17時45分とする)。なお、郵送での提出も可とするが、提出期限までに到達しなかった場合は無効とする。土曜日、日曜日及び休日の受付は行わない。

6. 選定方法・評価基準

価格点の満点 $\times(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

価格点と技術点の合算で、最も点数の高かった事業者を選定する。

落札業者名と落札金額について参加した事業者に連絡するが、得点は非公表とする。

7. 技術点の評価基準

評価基準書を参照すること。

8. プレゼンテーション及び入札の手順

- (1) 価格入札を実施する。その結果、入札価格が予定価格を上回った者はその時点で失格となり、その後の企画案プレゼンテーションに進めないものとする。

なお、プレゼンテーションの順番はこの時点で発表される。

ただし、入札をした全ての者の入札価格が予定価格を上回った場合は、その場で再度入札を実施する場合がある。
- (2) 価格入札で入札価格が予定価格の範囲内であった参加者は、企画提案書に基づき、上記 7. の評価基準による評価を受けやすいようプレゼンテーションを行う。その際、事業者名は明かさず、A社・B社として実施する。
- (3) 参加者は機構選定委員から質疑を受ける。
- (4) 選定委員は、上記(2)及び(3)の結果を審議する。
- (5) 審議終了後、各選定委員は参加者の技術点数を投票用紙に記入し、投票する。
- (6) 機構は、各参加者から提出された入札価格と機構算定の予定価格により、各参加者の価格点を決定する。
- (7) 機構は、上記(5)(6)の合計点を算出し、最高点を得た参加者を選定する。
- (8) 入札に際して、著しく低い価格の入札があった場合には落札を留保し、機構が調査を実施し、契約の履行ができないと認められる場合には、その者と契約を結ばず、次点の者を落札者として契約を結ぶこととする。

評価基準表

(価格点の評価)

評価項目	評価基準	配点
	価格点=600点(価格点の満点)×[1-(入札価格/予定価格)]	計算式による

(技術点の評価)

評価項目	評価基準	配点	基準点
1. 広報の戦略企画		450	
①戦略企画	<p>訴求対象の視点に立った企画であるか。</p> <p>※訴求対象に効果的に訴求するために、どのような情報を提供するのかといった提案がある。</p> <p>※報告受付サイトの認知・利用に繋がる工夫がなされている。</p> <p>※医薬品医療機器総合機構の認知・理解に繋がる工夫がなされている。</p>	300	180
②創造性、新規性	創造性、新規性において特に評価できる要素はあるか。	150	45
2. 広報の制作		450	
①広報内容の妥当性	<p>訴求内容(訴求ポイント)の選択と表現構成、表現方法は広報目標にあっているか。</p> <p>※報告受付サイトの広報として妥当である。</p> <p>※訴求ポイントはすべて盛り込まれている。</p> <p>※訴求対象にあった内容になっている。</p>	220	110
②広報表現	<p>ビジュアルなどは分かりやすく訴求力のあるものになっているか。</p> <p>※印象に残るか。</p> <p>※興味・関心がわくか。</p> <p>※訴求したい内容がきちんと伝わるか。</p> <p>※報告受付サイトを利用したくなるか。</p> <p>※ほかの人と共有したくなる</p> <p>※YoutubeのPMDA Channellに掲載されている動画との統一性が図られているか など</p>	230	115
3. 実施体制		230	
①適格性、妥当性	<p>制作から実施まで責任を持って遂行できる体制(組織、人数)か。</p> <p>制作から実施までのスケジュール設計・管理は適切か。</p> <p>PMDAの要請に迅速かつ柔軟に対応できる体制が取れるか。</p> <p>提案された各広報内容の経費(見積書)は妥当であるか。</p>	150	75
②知見及び実績	<p>組織として、広報用動画作成の知見と実績を持っているか。</p> <p>企画・制作担当者は十分な知見と実績を持っているか。</p>	80	40
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標		70	
	女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)	30	—

	次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	20	—
	若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	20	—
合計		1200	

1. 価格点 600 点満点、技術点 1200 点満点(1:2)とする。
2. 技術点の評価点は、採点の目安を基に、各評価項目に示した範囲の点数で評価する。
(各者、項目毎に絶対評価で採点。各者間の相対評価ではない。)
3. 技術点の評価項目について、「4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」を除く項目で評価者全体の過半数を超える者が「0 点」の評定をつけた項目が1つでもある場合は不合格とする。また、基準点が設定された評価項目のうち1つでも採点結果(点数は採点者全員の平均値)が基準点に達しなければ、当該事業の確実な遂行が危ぶまれる可能性があるため、不合格とする。
4. 評価の対象となる資格や認定等を証明する書類を企画提案書に添付すること。